（特殊銃の検査に関する拳銃規範の準用）

第二十条　拳銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

様式第２号

［　年　月　日］　試射弾丸及び薬きょう送付書

科学警察研究所長　殿

警察本部長　［　］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
亡失者	所属					
	官職　　氏名　　歳					
亡失年月日	［　年　月　日］午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特殊銃の検査に関するけん銃規範の準用）

第二十条　けん銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

様式第２号

［令和　年　月　日］　試射弾丸及び薬きょう送付書

科学警察研究所長　殿

警察本部長　㊞

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
亡失者	所属					
	官職　　氏名　　歳					
亡失年月日	［令和　年　月　日］午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						